

「車両係による仕業検査担当業務」について支社との協議を地本に要請！

7月1日、大阪仕業検査車両所では所長をはじめ多くの転入者がありました。その中で唯一、車両係の社員の方がおられ、その社員を含めて4名の社員が仕業申告班の勤務表で確認したところ、仕業検査の担当となっていました。そして、現在現場の見習いが始まっています。

仕業検査は名前の通り検査業務であり、この間「車両技術係」以上の職名を持った社員が担当しています。この問題は職名と担当業務との間の越権行為であり、強いては社員の士気にもかかわる問題であると思います。

よって大阪仕業検査車両所分会は、下記の内容で新幹線関西地方本部に「申し入れ」を行い、関西支社との協議を要請しました。

記

- 1、車両係と車両技術係との職名における担務分担を明らかにされたい。
- 2、車両係の社員を仕業検査担当に指定した経過を明らかにすること。
- 3、仕業検査担当指定は転勤前に決定したのか明らかにすること。
- 4、仕業検査担当者にするために転勤させたのなら、誰の判断が明らかにすること。
- 5、仕業検査担当者が適材とするのなら職名も「車両技術係」に上げ、名実共に仕業検査担当者にするべきと考えるが、なぜしないか明らかにすること。
- 6、今回、この社員に対する仕業検査担当見習い回数で日勤が1日、夜勤が1回多いのはなぜか明らかにすること。
- 7、それぞれ一回多い勤務が車両係の社員が仕業検査担当者になる教育なら少ないと考える。それで十分であるとしたら、その根拠を明らかにすること。
- 8、他の車両所では車両係の社員が仕業検査担当者になることがあるが、C担務に従事したのちである。いきなり検査担当はない。今後の仕業検査担当指定について明らかにすること。

以上